

内閣委員会議録第三十七号

昭和三十一年四月十九日(木曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 麗男君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君

薄田 美朝君

高瀬 傳君

床次 徳三君

眞崎 勝次君

横井 太郎君

飛鳥田 一雄君

西村 力弥君

出席國務大臣

國務大臣 船田 中君

出席政府委員

防衛政務次官 永山 忠則君

防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長) 林 一夫君

(防衛局長) 加藤 陽三君

(人事局長) 北島 武雄君

(防衛庁参事官 (総務局長))

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

四月十八日

委員西村力弥君辭任につき、その補

欠として戸叶里子君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員戸叶里子君辭任につき、その補

欠として西村力弥君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員西村力弥君辭任につき、その補

欠として安平鹿一君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員安平鹿一君辭任につき、その補

欠として西村力弥君が議長の名で

委員に選任された。

同日

事務次官補を設置するための外務省

設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六四号)

同日

特定郵便局長の任免等に関する特別

措置法案(赤城宗徳君外二名提出、衆

議第三九号)

国家公務員法等の一部を改正する法

律案(赤城宗徳君外二名提出、衆法

第四〇号)

同日

名古屋市内駐留軍家族住宅の移転促

進に関する請願(江崎真澄君紹介)

(第一九二七号)

京都府京北町弓削地区の地域給指定

に関する請願(加賀田進君紹介)(第

一九二八号)

同(岡本隆一君紹介)(第一九二九

号)

新炭手当制度化に関する請願(松平

忠久君紹介)(第一九六一号)

同(下平正一君紹介)(第一九八三

号)

同(原茂君紹介)(第二〇一四号)

長野県下各市町村の地域給指定等

に関する請願(松平忠久君紹介)(第

一九六二号)

同(下平正一君紹介)(第一九八八

号)

同(原茂君紹介)(第二〇一三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国防会議の構成等に関する法律案

(内閣提出第八七号)

○山本委員長 これより会議を開きま

す。

国防会議の構成等に関する法律案を

議題とし、質疑を続行いたします。細

田君。

○細田委員 まず伺いたいのですが、

ただいま防衛庁で茨城県鹿島郡の神ノ

池に、演習場が何かの設備を準備され

ておるやうに聞いたり見たりしてあり

ますが、これはどういふことになって

おりますか。

○船田國務大臣 神ノ池の演習場につ

きましては、最初地元の方々の十分な

御理解を得ないために、一部に反対的

な空気がありましたことは事実でござ

います。しかしその後だんだん地元の

方々も理解をせられてきて、近々円満な

妥結ができると信じております。演習

場として使いたいということで、今その

準備を進めておる次第でございます。

○細田委員 長官のお見通しと事実と

違ひます。実はわれわれ同士数名で、

数日前に行ってきたのです。そして農

民諸君の大多数は絶対困る、命にかえ

てもこの地所は手放せない。手放した

限りは、一家全滅というか、餓死する

よりしやうがない。絶対に手放せない

という、その土気はきわめて旺盛なん

です。そういう場合には防衛庁はどう

いうふうに御処置なさいますか。

○船田國務大臣 ただいま細田委員

は、絶対に反対だというふうに御指摘

でございますが、私どもの承知いたし

ておりますが、私どもは、だんだんよく

なつて参りました、地元の方々の御理

解を深めつつあるのでございます。ま

だ多少の御理解のいかない地元の方々

もございまして、しかしせつかに

努力をいたしておりますので、近

く適当な妥協ができるものと私は信じ

ております。決して私どもは無理なこ

とをやろうという考えは持っておりま

せん。地元の方々の十分な御理解を得

て、自衛隊の演習場なり飛行場なりを

建設するやうに進めて参つておるので

あります。決して一方的に無理に押

しつけるというよりは、これはやってお

りません。だんだん地元の御理解を得

つつある状況であります。

○細田委員 地元の農民諸君が納得で

いくことでしたら、われわれも別に心

配することはないと思います。防衛庁

のやられることには別に異議はない

わけだが、実際は今長官の御答弁に

なつた見通しの情勢と違ひます。そこ

に心配して伺うのですが、防衛庁の方

針としては、強制測量その他取用法と

いうやうな、手荒な手は打つ方針であ

るのかないのか、その点を一つ伺つて

おきたい。

○船田國務大臣 私どもは決して無理

なことをやろう、押し通そうというよ

うな考えは持つておりません。できる

だけ地元の方々の御了解を得て、自衛

隊の演習場、飛行場を作りたい、かよ

うに考えまして、その方向で努力をい

たしております。

○細田委員 できるだけ地元の方々の

御理解はよくわかるのですが、防衛

庁の方針としては、全員納得の上で買

取あるいは立ち入り等をされるか、あ

るいはあなたの方で見ても、そこに残つて

反対している人たちがあつた場合には、

何らかの強制的な措置をとるか、そこ

の方針を伺いたい。

○船田國務大臣 なるべく関係の全員

の方々の御了解を得るやうに努力をい

たします。それから先のことになりま

す。今努力中でございます。どう

いう状況が起るかということについて

は、ここで今いろいろなことを予想し

て申し上げるわけにいきませんが、ど

こまでも御了解を得て、土地の獲得を

したいという考えで、せつかに努力を

いたします。

○細田委員 これはあなたの方じゃな

く、米軍基地の拡張ですが、砂川は御承

知の通りかなり手荒な発足をしたけれ

ども、いまだ目的を達しないというやう

な事例もあるのです。また将来のことだか

らわからないと言われるのですが、防衛

庁の方針としては、あなたが見て過半

数だという程度に見られたら、あとは

何か強制的な措置を講ずるのか、その方

針を一つ伺いたい。具体的にどうという

ことじゃなくて、あなたの方の方針が、

ておりまして、すなわちわが国は独立は獲得いたしました。その当時におきましては全く自衛体制というものを持っておらなかったのをごいいます。従いまして日米安保条約によりまして、わが国土の防衛につきましてはアメリカの協力を得てもらうということになっております。そこでアメリカとの共同の防衛ということを考慮しつつ、わが国の自衛体制を国力国情に沿うようにして漸次整備して参りたい、かようなことで数年来努力して参ってきておるわけであります。従いまして先ほど問題になりました長期防衛計画につきましても、それを実現いたしますならば、米駐留軍の撤退の基礎もできる、そして自主的にわが国の防衛体制を整備するようにして参りたい。で

ありますから、もちろん現状におきましては、アメリカとの共同防衛というものを考慮しつつ、わが国の防衛体制を整備しつつあるわけでございます。

○細田委員　そういう御意見からすると、私たちは非常にわからなくなってくるのだが、あなたの今の御説明によると、日米安保条約によってわが国の国防体制はアメリカの協力を計算に入れている。アメリカの協力を計算に入れているならば、現実の日本の自衛体制の二倍、三倍あるいは数倍と考えられる国防体制を持つてくる、しかも現実においては日本の国防はきわめて短かくなっていることは私が申し上げるまでもない。満州を失い、樺太を失い、台湾を失い、朝鮮を失い、きわめて国防は短くなるのみではなくして、今まで国際的に見てもこれらの植民地が非常に危険地帯であったわけですから、こういうところがなくなる。だから国防線とでもいふべきものがきわめて狭いになり、そこへ持つてきてアメリカの力を計算に入れる、そして原爆、水爆なんかといわれているが、これを考へに入れるならば十萬あると二十萬あると三十萬あると、問題はそういう科学兵器のいかんによるのであつて、あなたの指揮下にある自衛隊の諸君が二十萬や三十萬、竹やりを持つたつて、竹やりでなくして現実には武器を持つたつて、これはナンセンス、笑い話である。どうしても私にはわからない。日米安保条約に基くアメリカの軍備を計算に入れての国防である。しかも日本は国防線が半減され、また国際的にもきわめて困難なところが抹殺されているのだから、そんなには私には要らぬと思う。私はあなたの言われ

ることがどうしても納得がいかないのですが、いまだ御説明願ひたい。

○船田国務大臣　先ほど細田委員は満州事変当時の日本の国防軍の規模についてのお話があり、それとの比較において現在の自衛隊は少し多過ぎるというよりな御話でございましたが、満州事変の当時、すなわち昭和六年におきましては陸軍は約二十三萬持っており、海軍は百五十萬以上の精鋭な海軍を持つており、また飛行機にいたしましても四、五百機持つておつたわけでございます。それに比較いたしますと、今日の自衛隊の兵員また機材等は決して大きなものではないのであります。しかもその当時の二十三萬というものは、第一線に使い得る、いわば戦闘部隊としてすぐ使い得る陸上兵力が二十三萬でございまして、しかもその背後にはそれに数倍する予備兵というものがございまして、ところが今日十六萬といふ、あるいは昭和三十五年に十八萬と申しましても、それが全部でございまして、その点から申しますと補充のきかない部隊でございまして、従つて満州事変当時と比較いたしますれば、はるかに小さな防衛力しか今のところはまだ整備されておらない状況になつてゐるわけでございます。従ひまして私どももいたしましては、何とかして陸上においても昭和三十五年には十八萬名をせよとも獲得いたしたい、そして予備自衛官もできるならば二萬あるはそれ以上のものを持ち、また郷土防衛隊といったような民防衛の關係ももう少し整備をするような方向に進みたいと思つておるのであります。結局現在の自衛隊体制はわが国力、国情に相応する最小限度のもの、

最小限度といふくらいにも達しておらないようなことでございまして、満州事変当時と比較いたしまして決して過大なものではないと私は信じます。

○細田委員　あとは意見の相違だと思ひます。そこで将来日本がほんとうの独立をして国防体制を整備したとする場合のあなたの構想からいふと、日進月歩でこれから将来変るにしても、現在の段階においてあなたの構想からいふと、日本の陸上、海上、航空各部隊は、日本が独自に国防体制を整えるとしたならば、どこまで今の三軍を必要とするか。

○船田国務大臣　この防衛の規模をどの程度にするかといふことにつきましては、近く国防會議法が成立をいたしまして、近く国防會議が設けられまして、直ちにこの国防會議に諮問いたしまして、あらゆる資料を整えて、先ほど来申し上げておりますわが国の国力、国情に相応する最小限度の防衛体制といふものについての基本方針、規模等を政府の案として決定いたしました。かように考へておりますが、一応防衛庁の試案として持つておりますものは、すでに御承知の通りでございます。防衛庁といたしましては、この試案を昭和三十五年のうちに達成するといふことをまず当面の目標としておるわけでありまして。

○細田委員　それすると、いわゆる防衛六カ年計画を完成すれば一応日本独自の立場で国防を全うすることができ、こういうお考えの計画でございませうか。

○船田国務大臣　そのときになりましたら全く独力でという意味に解釈されれば、それは私は少し違ふと思ひます。日本の防衛がそれだけの最終目標を達成したからどこからも援助を受けずに、何らの共同の防衛といふことも考へずに、日本の独力で国土を守り得るというふうには、私は考へられないと思ひます。しかし一応の目標はそれで達成いたしまして、そしてしかも米駐留軍撤退の基礎がこれによつてでき上る、かように私は考へます。

○細田委員　防衛庁長官として、アメリカ軍の撤退はいつごろだと見通されておるのですか。

○船田国務大臣　これもたびたび申し上げておることでございまして、昭和三十五年度の最終年度において達成する目標が実現いたしましたときに、米軍撤退の基礎はできまゝですが、しかし米軍が現実について撤退するかといふことは、これは国際情勢ともならみ合せまして日米の合意によつて行われ、いつと予定することはできかねる次第でございまして。

○細田委員　御承知のように、今は世界の大国が軍縮の方向へ向つておる。お互いに軍事予算の過重に耐えかねたといふこともあるでしょうが、とにかく軍縮の方向に向つておることだけは確かです。まだこれが具体化してないことはきわめて遺憾だが、だといつて軍備拡張の方向へ向つていないことはあつちです。しかもこの前は時間も少かつたので總理からもはつきりしたことは何えなかつたが、別に近い間に日本が侵略されるというおそれがないのみでなく、むしろ逆な方向へ進んでおる。いわゆる冷たい戦争は徐々に、春風胎湯とまではいかないにしても、

ば、それは私は少し違ふと思ひます。春先のようない見通しが持てるのです。こういうのですから、そのときそのときの情勢によつてと言ひますが、あなたの言ひ情勢は、世界の情勢がもっとと険悪化する必然性に置かれておるがごとく考へてくるのです。これはそういう御趣旨でないかもしれないが、今こそやはりアメリカに対して一つの期限を提起する時期ではないですか。あなたのうちにアメリカに対して、何といふか、ちやうだいのしほらだといふことであつたら、むしろフィリピン

のうちに、九十九年でもつけてもらつた方がいゝかもしれない。これは日本の安保条約には御承知のように期間がない。期間のない条約なんというものは世界中にありません。これはあなたたちは侮辱に考へておりませんか。期間のない条約だ。こんなばかんなことはいいです。むしろフィリピンの九十九年という方がよほど気がきいてゐる。だからそういうばかんな侮辱された条約をアメリカさんまかせといふばかな話はないでしょう。これは城下の誓いをされたんだからやむを得ないといふばそれやむを得ない。しかし日本はもう立ち直つており、しかも眞崎先生なんか日本民族を世界一の民族なりとして誇つた一人なんです。そういう世界一の民族だ、八紘一宇の宗家なりとした、このかつての日本民族を持つてゐる防衛庁長官が、無期限の米軍駐留を甘んじてゐるなんてばかな話はない。これは今、世界情勢を分析して現実撤退時期を明示しろとアメリカに提案すべき時期なんです。一番いい時期なんです。ところがあなたの考へは、何でもアメリカまかせだ。これは重要な問題だ。日本の運命を決

定する。世界にこゝろい他国の駐留を受けて無期限だなどという国はありま
せん。そういう条約があつたらあし
を願いたい。こゝろい侮辱された中
で、これはもう現実にアメリカ軍の駐
留期間を何年にしてくれぬかというこ
とを提案すべき時期ではないかと思
うが、防衛庁長官、どうお考えになるの
です。

○船田国務大臣 今直ちに日米安保条
約の改訂なりあるいは廃棄を提案すべ
き時期ではないと私は存じます。国土
の防衛につきまして、これは戦前と戦
後とだいぶ違つておると思ひますが、
日本以外におきまして、大英帝国と
言われるイギリスにおきまして、あ
るいはイタリアとかその他の国々、あ
るいは西ドイツにおきまして、やは
り外国の駐留軍はおるのでありまし
て、集団安全保障ということがどうし
ても今日においては実情に即するの
ではないかと存じます。そういう点にお
いて、イギリスに米軍が駐留をいたし
ておりましたも、イギリス人は少しも
それに対して卑屈な考えを持っており
ません。アメリカに対して同様でござ
いまして、日本も駐留軍がおつたか
らといつて何もアメリカに言うべきこ
とを言わないというのではありませ
ん。こゝろいは自主的に自分の防衛計画
を立て、また自衛体制を整備しつゝあ
りまして、それについてはアメリカか
らの供与を受ける、これは全く対等の
立場におきましてやつておることであ
りまして、そこに何ら卑屈感を持つ必
要は私はないと存じます。

は別です、まだ平和条約を結んでい
ないのだからこれは別だと思ひますが、
イギリスや何かはやはりまだ期間があ
りませんか。その点を一つまず伺つて
おきます。

○船田国務大臣 私が申ししたのは、イ
ギリスやイタリアや西ドイツにも外国
の軍隊がおるといふことを申ししたので
ありまして、それが期限があるかないか
といふことについては、調べた上でな
い、こゝろ即答は申し上げかねます。

○船田委員 それが重要な問題なん
ですよ。私の調べたところによると、日
本だけがアメリカから無期限の駐留を
押しつけられておる。そういうばかな
侮辱された体制を、しかも国土を守る
といふあなた方が、ほかの例はまだ調
べていませんというやうなことは、こ
れはおかしいのです。もちろん私は日
本だけで国防体制を全うしろなんとい
ふことは言いません。今は国際連合な
んかを通じて、お互いに共産圏の国で
あつても自由主義国家にしても、協力
体制をとつておるのですから、この協
力体制をとつておるのと、城下の警い
を受けてその強圧下に結んだ日米安保
条約とは、おのずから性質が違ふと思
ひます。しかるに日本の城下の警いを受
けたあとの安保条約では、これは無期限
です。こゝろいことはまず国防に独立
だといつて、国民生活をあえて犠牲に
してまでも一千四百億円の予算を使わ
れるあなたたちとしましては、まず第一に
考えるべき問題じゃないですか。アメ
リカに負けたんだからしよるがな
い。奴隷根性で見るべき問題じゃない
か。すでに終戦以来十年たつておる。
平和会議から教えても五年ぐらいたつ
ておる。もうすでにそゝろいことは具

体的にお考えになるべき時期ではない
かと思ひますが、いかがですか。

○船田国務大臣 日米安保条約は、こ
れは条約に示しておきます通りに、も
ちろん暫定措置として米駐留軍が日本
の国土を守る、こゝろい建前になつて
おるのでありまして、日本の防衛力が
整備されて参りますれば、今御指摘の
ように、日米安保条約の改訂なりある
いは廃棄、効力を失ふといふことが
起つてくるかと存じます。しかし今日わ
が国の自衛体制といふものは、まだ安
保条約の改訂なりあるいは廃棄なりを
提案すべき基礎ができておらないと存
じますので、私はそゝろいことを提案
する時期ではない、かゝろい考える次
第であります。

○山本委員 船田君、ちよつとお話
りしますが、北君が閣連質問をした
といふことですが、よろしゅうござい
ますか。――それでは北君。

○北委員 御承知のごとく戦争が始ま
れば、この国でも軍需省といふものが
できて、軍需大臣がでるのでありま
すが、この国防会議法案では軍需省や
軍需大臣を予定しておらぬ。これは私
は仮の国防会議法案だと思ひます。戦争が
起きないときを見越したもので、戦争
が起つたときには軍需省ができて、
軍需大臣ができて、これが国防の補給
の第一線の責任を持たなければならぬ
と思ひます。ちよつと東条内閣のときに藤
原銀次郎さんが軍需大臣になりました
が、私は、これはやはり平時の国防会
議だと思ひます。戦争になれば面目
が違ふと思ひます。いかがです。

○船田国務大臣 先ほど来申し上げて
おりますやうに、私どもは第三次世界

大戦といふものが起るというふうには
考えておりません。ただしもし日本が
全くよそからの侵略を受けないといふ
ことも保証ができません。そこで最小
限度の自衛体制を整備しようといふこ
とでございまして、その自衛体制を整
備するにつかしまして、国防の基本計
画あるいは防衛生産と他の産業との調
整、そゝろいことにつきましては、こ
れは国策としてあらゆる要素を十分勘
案して防衛計画を立てることが適当で
ある、それにはその機関が必要である
といふことから、この国防会議法案を
提出しておるわけでありまして、国防
会議が設置せられましたならば、あら
ゆる面にわたつて、わが国力、国情に
相応する自衛体制を整備するといふ問
題につきまして、真剣に取り組んで参
りたいと思ひております。

○北委員 よくわかりましたが、私
は、戦争が起きた場合の国防会議と、
起きないときふだんの国防会議と、
性質が違ふと思ひます。やはり軍需
省といふものが兵站部係であつて、こ
れが日本の戦争では十分に整つてお
らなかつたから、ビルマのインパール作
戦あたりをやつて補給が統かぬでみた
り、そゝろして無用な犠牲者を出した
り、レイテ作戦で、とりあえず満州
から鈴木混成師団長を重武装を持った
まままで派遣した。ところが途中で船が
沈んで、から身でもつて上陸して、レイ
テ作戦に負けた。これはみな補給が十
分でなかつたからだ。漢の高祖が天下
を平らげたときに、敵功第一は韓信で
あらうか、張良であらうか、陳平であ
らうかといふ当時のうわさだつたが、
結局蕭何が敵功第一であつた。蕭何は
いわゆる軍需大臣、運輸のことや食糧

のことをみなつかさどつた大臣で、こ
れが敵功第一で、当時の人を驚かした
といふことは、十八史略にもすでに書
いてあるところでありまして、日本はあ
まり軍需大臣といふものに重きを置か
なかつた、私はやはりこれに非常に重
きを置かなければならぬと思ひます。英
国は、御承知のごとく第一次大戦の際、
ロイド・ジョージがアスクリスにか
わつて内閣総理大臣になつたときに、
チャーチルを軍需大臣に任命した。
それがチャーチルの第一次大戦回顧
録――九冊ありますが、その中にあり
ます。私はちよつと稲村君が東方会に
所属しておる時分に、本を貸してくれ
たので、読みました。その第七巻に、
チャーチルが軍需大臣になつたときの
模様を書いてある。自分が軍需大臣に
任命されたけれども、一人のスタッフ
もなく、大きな、いすがたくさんある
部屋を渡された。そこで考えて、あら
ゆる産業の総務課長級の人たち、重役
ではない、一番よく事業のわかる人た
ちに三十何名集まつてもらつて、ト
ラック会社とか、運輸会社とか、船舶
会社とかあるいは石炭会社とか、あら
ゆる会社の人三十何名に集まつても
らつて、協議をした。ところが非常に
参考になつたから、直ちに各会社に、
政府は俸給を十分出せないから、あな
たの方の俸給でこの人々を戦争中貸して
くれといふ手紙を出して協力を求め
た。ところがみな応じなかつたから、三十何
名のスタッフをつかまえて、人ができ
たからすぐにその翌日からどんどん動
いて、そゝろしてすべて運輸から食糧の
問題がうまく解決した。こゝろい記事
があつて、私も非常に感心したから、
軍需大臣になりたての藤原銀次郎さん

にそのことを書いてやったら、藤原さんから丁寧な手紙が来た。ところが、あとで星島君から聞いたのだが、東条さんが藤原銀次郎さんの話を聞いて、その書物を読み始めた。ところが東条内閣の滅びる前に読み始めたから、もうだめで、手おくれだった。日本ではすべてそういうことになるのです。それで軍需大臣というものは非常に重要な地位である、私はそう思うのです。日本の戦争は第一線にのみ重きを置いて、軍需の方が十分に整わない、たとえば石炭が要るとか、石油が要るとか、船舶が要るといふのは、これは戦争になればわかり切ったことで、このごろの戦争はいわゆる総力戦争、トータル・クリークの時代でありますから、私はこの国防会議案を見て、軍需省がない、軍需大臣がないから、これはふだんの国防会議で、戦争が始まるとすぐに模様がえをしなければならぬ、そういう自覚があつての論争ならけつこうであります。それがなくなると――第三次大戦が起きなくなると、部分戦争が起きて、私はこれは必要だと思ふのですが、これはいかがでしょう。

○船田国務大臣 今第三次世界大戦といふようなことは予想しておりません。国力、国情に相応する最小限度の自衛力を持ちたいということが現在の問題でございます。その問題を解決すべく努力しておるわけです。しかしそれにいたしましてはわが国の防衛生産の問題は今、北委員からも御指摘の通り、きわめて重要な要素で、しかも防衛生産は非常におくれております。御承知の通り十年の空白がありましたために、船舶、通信機材につきまして

はやや進んでおりますけれども――進んでおるといふよりはむしろ回復しつつありますけれども、しかしその他の防衛生産につきましては非常に遅れております。そこで防衛の責任者としてたしましてはその点を考慮いたしまして、何とかこの防衛生産が育成されるようにやつて参りたい、かように考えてその努力をいたしております。また米側に對しては米の方針に従つて供与兵器、艦船、飛行機を要求する場合におきましては、現物をもちろさういふことも現状においては必要でございますが、将来のことを考えますと、やはり技術、資材等の供与を受けまして、日本の防衛生産がだんだん育成されていくように仕向けて参りたいというふうに考えております。生産力が結局防衛の基礎をなすものであるということにつきましては、北委員のおっしゃられる通りであります。私どもも及ばずながらそういうことに努力を指向しておるわけでございます。

○細田委員 私は外交官じゃない、国際法学者じゃないので、皆さんに知つたかぶりで教えるような知識は正直なところ持っていない。けれども私のきわめて狭い範囲で調べたところによりますと、先ほどのことを蒸し返すよりですが、日米安保条約のように、日本の駐留は無期限だといふようなことはこの条約だけだと思ふ。そこであなたは先ほど日米安保条約は暫定期間だからといふのだが、そうすると日本政府はこの日米安保条約の暫定期間を大体何年ぐらいと踏んでおられるか。

○船田国務大臣 これは安保条約の第四条でございますが、効力終了のことが書いてありますが、「国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的努力若しくは集體的の安全保障措置が効力を生じたとき日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失ふものとする。」こういう規定になっておることは、もう御承知の通りでございます。従いまして先ほど来日米安保条約といふものは暫定措置として取りきめられたものである、わが自衛体制がだんだん整備されて参りまして、先ほど来問題になつておりました長期防衛計画が実現されたときにおきましては、米軍撤退の基礎ができますから、そのときの国際情勢にもよることでございますが、その上において日米安保条約の改訂なりあるいは失効なり、そういうことが考えられるのでございませうが、その時期が何年後といふことをここに明示するわけには参らぬと思ひます。しかし日米安保条約が暫定措置であるといふことにおいては間違ひのないこととてございませう。

○細田委員 これは暫定措置で、従前ありましたいわゆる従属国あるいは保護国、そういう制度からまた発展して合併といふような例をとつても、一応一つの期間とか暫定とかいふ構想から出発している、これは申し上げるまでもなく防衛庁長官の方が私なんかより数倍御存じです。あなたは暫定だから暫定だからと言われるのだが、その暫定については、そうするところ何一ついいのですか、日米安保条約の効力存続期間といふものは、国際連合に日本が加盟したあるいは集団安全保障協定に加盟したときに一応効力の満期が来たと見えていい、こういうふうな御趣旨ですか。

○船田国務大臣 今御指摘のこととは私は違ふと思ひます。わが方の今立てております長期防衛計画が実現したといふときには米軍撤退の基礎ができます。従つてそれから先のことになるかと存じます。ただその時期がいつであるかといふことは、先ほど来申し上げておる通りに、ここにはつきり申し上げることはできないわけでございます。しかし日本の自衛体制が整備されずには日米安保条約に加盟するとかあるいは日米安保条約に入つて警察軍に参加するとかいふことはできませんし、またもちろん自衛隊としては常に憲法なり国内法規に従つて行動するのでございませうから、今お話がございましたように、SEATOに参加して日米安保条約が廃棄されるといふようなことには私はならぬと存じます。SEATOに参加するといふようなことは現在考えてもおりませんし、また今直ちにできることではないのでございませう。政府としてはこれに参加するといふような考えは今のところ全く持っておりません。

○細田委員 しかし昔でいうとあなたは軍当局です。軍当局のあなたとしては一つの見通しは持つておられるでしょう。しかも先ほどは六カ年計画が実施されたときは一応米軍撤退の基礎ができるというのに、今から何年後をどうするといふので、今から何年後をどうするといふので、ただあなたは軍を拡張しておられるのですか。でたらめといふか何といふか知りませんが、何らかの計画と対米交渉に対する心構えといふものは含まれていないのですか。

○船田国務大臣 これは繰り返して申し上げるようでございますが、長期防衛計画が実現したとき――長期防衛計画と申しましても、今問題になつておりますのは防衛庁の試案でございますが、それが実現したときに米軍撤退の基礎はできます。しかし果して米軍をそのときに撤退させられるかといふことは、どうしても国際情勢といふものをもう少しよく見て参らなければなりませんし、また長期防衛計画が実現した上でのわが国の国情また周辺の事情をいろいろものを十分協議をしていかなければならぬのでございませう。従いましてその時期を今日からいつごろだといふわけには参らないわけでございます。

○細田委員 どうも軍の当局としては、昔は外務省すら引きつった経験もあつたのですが、あなたはだれよりも親米を抜きにして従米まで行つてゐるのではないかと私は思ふのです。アメリカに對してはあまりにも無批判無力であると思ふので、六カ年計画による三十五年ですか、これが済んだら一応アメリカに對して安保条約の撤退の時期は客觀的にきたくないの心がまえを持つてもらわないと、日本のこれだけ貴重な一千四百億の金を使つて、あなたの方の、この前の選挙公約の社会保険なんといふものを犠牲にして、国民からこれだけを取り立ててやつていながら、国民はさっぱり楽しみがないと思ふ。どうもたよりない軍の責任者だと思ふ。私は思ふのですが、それはそれとして、大体アメリカ軍がこういうふうな日本に駐留していろいろ最新兵器を持ち込んでおる。日本は一応アメリカ軍撤退の基礎なれりとする程度の軍備を持つたとなると、日本の軍備といふも

のはアメリカ軍を加えるから実質的には非常に強くなるか膨大なものになる。こうなると日本の隣邦諸国も、日本はどんな軍備を拡張するので、今まで日本に対しては何らの軍備的な警戒を持たなかったけれども、これは冗談じゃないぞという考えを隣邦諸国に与えるおそれはありませんか。

○船田国務大臣 私どもの考えております長期防衛計画が実現したいし、まして、それが隣国に警戒を与える程度のものであれば存じます。むしろ外国から日本侵略の意図を事前に阻止することができるようになることは考えます。日本が全く無防備であるという事になり、これは不測の事態を生ずるといふ危険もあるわけでございます。自衛力を整備するといふことによりまして、そういう侵略の意図を事前に阻止し得る力は日本が持つことになると存じます。

○細田委員 そうすると、誤解があるかもしれないが、三軍の責任者たる防衛庁長官は、今の脅威を与えないのだという、いわゆる不脅威不侵略の限界というものをどこに置いて軍を拡張されておるのですか、一つ具体的に教えてください。

○船田国務大臣 これも具体的にどこに線を引くかという、数字的にはつきり申し上げるという事は非常に困難なことだと存じます。抽象的に申しますれば、国力及び国情に相応する自衛体制という事でございまして、先ほど来申述べております昭和三十五年度に達成する防衛庁試案として持つております目標、この程度のもを昭和三十五年度に持ちましてはこれは決して他国に脅威を与えるものではない、かように信じます。

○細田委員 これはどうなんです。ほんとにさつくばらんとするか、あんなのおつしやるように、もうアメリカが撤退していい基礎はできるんだ、そこに持つてきてプラスのアメリカ軍なんだ、それを不脅威、不侵略でないと言つても、かりに中共にしたら、現実に日本と親善関係にある台湾にしたら、それは思われないでしよう。い

わんやフィリピンなどの西南諸国はそんなこと言つたつて思いませんよ。現実にはたくさんございまして、一応撤退しても大丈夫だ、自衛はできるのだという力を持つて、おまけにまだアメリカがいつ撤退するかわからない、九十九年になるか二百九十九年になるかわからないというふうな軍隊まで加えておいて、そして不脅威、不侵略の限界を越えないのだと言つたつて、あんな正直に言つて下さいよ、こんなことは国際社会においては通りませんよ。

○船田国務大臣 米軍の駐留いたしております数字は、この前申し上げたと思ひますが、陸上戦闘部隊は漸次撤退しつつありまして、今年中にはおそらく一万一千ぐらいのものが撤退するだらうと思ひます。そうなるのと同時に残りますものは三万そこそこではないか、空軍、海軍にいたしましては相当な数字が残りますが、しかしそれと日本

の自衛隊とを加えまして、決して隣国に脅威を与えないというふうな大きな軍力にはなりません。もちろんわが方といたしましては、ソ連なり中共というものを仮想敵国などと考へてはおりませんが、しかし少くとも私の希望といたしましては、ソ連のようなあるいは中共のような膨大な陸軍や空軍を持つことが隣国において現実に行わ

れておるといふことは、これはまことに遺憾なことと存じまして、決してソ連や中共を仮想敵国であると見てはおりませんが、しかし希望といたしましては、もし平和を唱へ、軍縮を主張されるならば、まず主張されるものが思い切つた軍縮をやりあるいは軍備の撤廃をするというふうなことをやつてもらつたならば、世界はほんとうに平和になるのじゃないか、私はかように考へます。

○細田委員 それはあなたがかりにアメリカの責任者であつたつて、ソ連の責任者であつたつて、自分だけさつと軍備撤廃なんてばかなことはできない、これは相対的ですよ。そこでもう一つ伺ひますが、現在でも防衛庁には例の顧問会というのですか、顧問制度というものがあつたつて、

○船田国務大臣 今の細田委員の御質問は、おそらく前長官のときの旧軍人の顧問と思ひますが、現在はおきません。

○愛田委員 今の細田さんの質問にちよつと関連して尋ねておきたいことがあります。今長官は長期防衛計画の具体的な内容をお示しにならないのでありますが、しかし昭和三十五年度に一応の目標を置いておられることは、ここですばしば言つておられるので、それで私どもの防衛大学校及び横須賀の海軍地方総監部を見に行つたわけですが、この視察を通じて、実は日本のはなはだ心もとない感じがしたので、特にわれわれが地方総監部でいろいろ留守部隊長からお話を聞き、SS潜水艦、かつて辻議員から痛烈な批判

を加えた例のくろしお号の身へ入つて実態調査をしていたときに、あなたはその沖合いにおいて中国代表団を御案内されてすさまじい演習をやらに入れたということでありまして、その時刻がちょうどあなたが前線において防衛庁長官として代表団を御案内されたときと、われわれの貧弱なあちらの古物を見たとときとが軌を一にしておつたわけですから、私はこの視察を通じて一つの非常に疑惑を感じてゐる点があるので、これを明らかにしていただきたい。それは長期防衛計画を企図されておる政府として、この計画を昭和三十五年度に一応完成されるという目標のもとに努力せられておるといふことはわかるのであります、

○船田国務大臣 昭和三十五年度に達成すべき目標は御承知の通りであります、その艦船の種類あるいは飛行機の種類、機数というふうなことにございましては、まだ実はきまつておりません。また昭和三十二年頃から昭和三十五年年度に至る年次計画につきましてもこれから検討するところと存じま

て、まだ具体的にきまつたものを持つておりません。

○愛田委員 十二万四千トンとそれから千三百機というのはいくを基準にお定めになられたのでしょうか。

○船田国務大臣 これは大体陸上におきましては、非常の事態、すなわちもしわが領土に侵略が起つた、攻撃が加えられた、こういう場合において、敵の上陸をある程度の期間撃退して領土を確保する、こういうことであり、また海上におきましては港灣、各水道の護衛、それから必要物資を輸送いたし、まする外航船についての護送船団を作るといふようなこと、それからまた航空につきましても、わが方の制空権を敵に渡さない程度の防衛力を持つ、こういうことが標準になりまして大体数字を出したわけと存じます。

○愛田委員 大体標準によつてそれをきめたとおつしやるのですか、これははなはだあいまいなもので、私ははなはだ解せないのですが、十二万四千トンという艦船にはどのような中身を考へてゐるのか。たとえば戦艦であるならばトン数は一隻でよいぶんこれを食うわけですし、潜水艦のようなものをやるならトン数は軽くて済むというふうなことになる。また飛行機でもしばらくの間制空権を確保するとおつしやるけれども、練習機を含めて千三百機とおつしやるおつたと思ひますが、練習機のようなものが制空権にその役立つとは思ひません。最近対潜哨戒機P2Vという飛行機をあなたの方でこちらへ輸入される計画が昭和三十五年までの間に九十六機となつておつたところが、その予定の限度内よりは予想外によけい対潜哨戒機をくれることに最

にだんだん引いていっております。ですから、それにもちり合せて、陸上自衛隊の増強のテンポが少し早くなっているわけであります。ところが海空につきましては、大体において米軍の援助を得ることも、陸上と違いましたきわめて容易である、こういうことも勘案いたしました、従って陸に比較して、

い、こういふことになっているわけであります。

○受田委員 ロバートソン國務次官補が先般米国の下院外務委員会において発言したことによると、日本は今後二カ

年以内に自衛隊は急速な増強を付加してゐる。従つて米軍が撤退せる時期も、そういう問題と兼ね合せて考えられるであらうといふような意味のことゝを発言しているようです。今後二カ年以内に日本の自衛隊が徹底的に増強されるであらうという、二年という年限を切つたロバートソンの発言は、日本

政府としては何かの形で了承しておられるかどうか。あるいはロバートソンの今私の申し上げた米国外務委員会の発言は、間違ひであつたのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

○船田国務大臣　米国の国会において

ロバートソン國務次官補がどういふ發言をされたかといふことは、私詳細を知しておりませんが、日本政府といふかしましては、ロバートソンと何ら打ち合せをしていることはございません。

○受田委員 何か今後二カ年以内の計

○船田国務大臣　それともございますか。

○受田委員　そうすると、アメリカでは勝手に向うの政治家たちが発言をするようなものをあちらと話し合いたるべきではないでしょうか。

るのがこちらの新聞に報道されてくるようでありまして、これは私としてはなはだ了解に苦しむところであつて、われわれ国会で論争している最中に、ロバートソンは海のかたで日本の自衛隊の増強計画を日本政府との間でいろいろ話し合ひしているというふうなことを言っているというふうになつて、これはわれわれ国会の権威にも関する問題だと思ふのであります。が、私も一つ今のに連関してお尋ねするのですけれども、船田長官は五カ年計画というものをアメリカとの間で話し合ひを進めるという形ではなくして、日本独自の形を立てておられる、この間そう言われたと思ふのですが、アメリカは日本独自の計画遂行を了承しているのですか。それともその日本の計画をあちらへ話し合ひをされたこともないのではありませんか。

○船田国務大臣 これは昨年八月末に外務大臣及び岸幹事長がアメリカに行かれるときに、防衛庁の試案というものは外務大臣にお示しをいたしました。しかし外務大臣がそれを先方に示されたかどうかということは、これは私は消極的に聞いております。すなわちお示しにはなつておられようでございます。この防衛庁の試案を立てるにつきては、もちろんアメリカからの供与兵器というふうなことも考慮に入れて計画を立てておることでございますが、立案に当りましては、わが方としてはどこまでも自主的に立案をしておるわけでありまして、その意味におきましては、防衛体制の整備ということには自主性をもつてやつておるわけでありまして、ただそれが全く日本の独力で日本の防衛体制を整備されるかといへば、

その意味におきましては、全く日本の独力で整備されるというのではなくして、アメリカと共同で日本の国土を守り、なお自衛体制を整備するにつきましては、艦船、飛行機あるいは火器類等について、多くのものをアメリカの供与に期待しておるというのが実情でございます。

○受田委員 もう一つ、あなたはアメリカの援助を期待しながら、日本の防衛計画を立てるということであるのですが、援助をする国と日本そのものが話し合ひをしないので、日本独自の防衛計画を立てるということがあり得ますかどうか。すなわち十二万四千トンと千三百機というものの中身も、アメリカから供与される。艦船がそのうちに幾らあり、飛行機が幾らあり、国内で生産するものも幾らあり、というふうなはつきりした内訳を考へての計画ではないのでございませうか。

○船田国務大臣 今お示しのような点では、もちろん考慮しつつ、案を立てておるわけでありまして、しかしアメリカから艦船、兵器等の供与を受けますけれども、わが方は独立国としてどこまでも防衛体制を整備するにつては、自主的に案を立てておるわけでありまして、ただその自主的にと申しておりますのは、先ほど来お断り申したように、何でもかんでも日本の独力でやつておるという意味ではないので、アメリカに從属して日本がアメリカからのまれて防衛体制を整備しつつあるものであるということとは、絶対にないのではありません。わが方が自主性を持つて立案をし、それについてはアメリカの協力を求めつつある、こういう意味のことを申し上げたわけでありまして、

○受田委員 船田長官、あなたが今日標にしておられる十二万四千トンと千三百機というものは、これは国内産がどれだけ、供与がどれだけという計画を立てないで、目標を達成されるはずはないと思ふのですが、そのトン数と機数の国内産と供与との割合というふうなもの、どう考へておられるのでありませうか。

○船田国務大臣 この問題は、先ほど北委員の御質問に対してお答え申し上げましたように、日本の防衛体制を整備するにつきては、一番それが弱点になつております。自主的に防衛体制を整備して参りますためには、何としても防衛生産にもっと力を入れていかなければならぬのであります。これが十年の空白のために非常におくれております。ところが、アメリカ側といひましたら、今日日本の防衛体制を整備するにつては、多大な協力をしてもらつておりますが、その協力の仕方が、だんだん現物の兵器弾薬等の供与ということから、漸次日本の防衛生産が育成されるように、そして日本の力で防衛体制がだんだん整備されるように、その供与あるいは援助の仕方も、そういう方向に進みつつあるものであります。たとえば今外務委員会が審議されております防衛生産のための技術上の知識の交換、いわゆる技術協定というもののだんだんできて参りました、向うの技術上の知識あるいは特許権の使用というふうなことを受けまして、日本の生産力がだんだん増強されていくように、向うも仕向けておりますし、われわれの方といたしましては、そういう方向に進んでいくようにやつておるわけでございます。

なおこの防衛生産が進みますれば、それによりまして、わが国の工業の上における技術、科学の進歩も非常に促進されることになりまして、これは日本経済のためにもそういう方向に進むことが必要である、かような考え方をいたしまして、防衛生産には特段の力を入れて参りたい、かように考へておるわけでございます。

○受田委員 私は、国内の兵器生産について、いつか辻委員も指摘されたが、古いあちらの型を作るのでなくして、独自の新兵器、ずつと進んだものを日本自身で作るといふあなたの方の御意向があるならば、われわれとしてもあなたの方の御意向を了とすることができると思ふのですが、あちらの古いものを修理され、供与されるものも古いのでは、こちらの作るものも古いのというのでは、まるで意味をなさない。それに対する御見解と、もう一つは、あちらの兵隊の駐留しておるものに対する分担金は、西ドイツでは全部英米仏三国の分担金を拒否した実例もあるのだ、これも正確なものは調べておられぬが、いつか参議院で申しておられたように、その後調べた結果がはつきりしたかどうか、その二点を伺いたす。

○船田国務大臣 西ドイツの問題は、御質問の趣旨と違ふようでございますので、それは経理局長から資料がありますから御説明してもらふことにいたします。

御質問の前段につきましてお答え申し上げます。これは先ほど来北委員も強調されておつたことでございまして、日本の防衛生産がもっと進んでおりますれば、日本の独力でもつて兵器、艦船等もできるものでございまして、御承知の通り、十年の空白がございまして、そこで自衛の体制を整備するために、まず何と云つてもアメリカの供与兵器を受けませんと、急速に整備ができませんので、アメリカから供与を受けております。しかしその供与を受けますものにつきては、いろいろ御批評があるようでございまして、今ただちに日本の兵器にこれを全部切りかえるというまでに参りませんので、先ほど来申し上げておりますように、多少古くなつたものの中にはございまして、しかしそういうものを補修をし、あるいは修理をするというだけでなく、日本の防衛生産によつてだんだんこれを改善し、改良を加へ、日本人の性格あるいは国情に沿うようなものにだんだん作り上げていく、そのために防衛生産の育成発達のために今努力をしておるわけでありまして、その一つが、最近外務委員会にかかつております技術協定というふうなもの、その一つである、こういうことを申し上げたわけでありまして、

○北島政府委員 御質問の後段につきまして、お答えを申し上げます。昨年の五月五日にパリ条約が締結されて、西ドイツの主権がこれによつて回復され、かつ西ドイツのNATO加入が認められたわけでありまして、その際にパリ条約に付属するものといひまして、経費の負担に関する取りきめが行われたのでございまして。その条文によりまして、昨年の五月一日以降一カ年間に、西ドイツは西ドイツに駐留します連合国軍の経費を分担するたため、総額で三十二億マルクの支払いを約束いたしました。ところがその際に

一カ年間経過後、すなわち本年の五月五日以降のものにつきましては、経費の分担に関する規定がございまして、この取りきめの中に、連合国駐留軍に對しまして、わが国でいへば、いわゆる施設提供關係を約束するということが書いてあるわけですが、物資及び役務につきまして西ドイツに駐留する連合国軍に援助するという協定ができた。そこでこの協定の解釈として、この五月五日以後、果して西ドイツが経費分担の義務がないかどうかという点につきまして、英、米、仏とドイツとの間に意見の食い違いがあるわけですが、一応西ドイツといたしましては、昨年のパリ条約に付属します協定によりまして、現金の負担は一カ年だけとはかく書いてあります。それ以後につきましては、物資及び役務を提供するというものになって、経費についてはないであります。主として協定の解釈上について、まず根本的な争いがあるわけですが、西ドイツ政府は、最近行われた米、英、仏三国から、本年五月五日以降も分担金を出してもらいたいという要求に對しまして、四月六日付をもちまして一応拒否の回答を出しておりますが、これに對しまして米、英、仏三国の政府においても、種々なる理由をあげまして、西ドイツの拒否に對してまだ応じておりません。目下これに對して米、英、仏及び西ドイツの間において交渉が行われておるやうであります。

○船田國務大臣 分担金の問題につきましては、一月三十日の日米共同声明によつて原則的なものがきめられまして、日本側で防衛力を漸増して参りまして、前年度に比較いたしまして施設等提供費及び防衛庁費、その合計額が増加した場合におきましては、その半分だけを防衛分担金から減らすということになっておるわけでありまして、その方針によつてはばらくやつていくのがよろうと思ひます。

○船田國務大臣 ただいまの受田委員の質問に關連して、どうして防衛分担金は拒否したのだから日本でも拒否したらいではないか。ドイツより条件のいい日本です。アメリカにとつては、四十八州に一つ加えて四十九州になった。日本は、実に柔順そのもので、いい従属國ができたと思つておるの思ふです。これは正直なところ私に思ふてゐる。あなたは、防衛分担金を半分減らしてもらつたからけつこうでございませう、これでいいと言ひますが、日本では、まだもつと減らしてもらひたい。国防費をもつと減らしてもらつて、民生安定の方に向けてもらひたいと国民全部が思つてゐる。それをそんなに犠牲を払つて、あなたの方で何と言ひおると、アメリカの意向によつてどんだん軍をふやしている。従つて分担金はどなりして全部やめてほしいというやうに出ないか。またそれがどうしていいの

か。

○船田國務大臣 わが国土の防衛につきましては、日米共同で防衛の責任を持つてゐるわけでありまして、アメリカ軍の協力を得て日本国土の防衛を担当してゐるわけでありませう。

○船田國務大臣 共同防衛を条約でうたつてゐるからと言ひますが、西ドイツは共同どころではなく、全部守つてゐる。それですら拒否するのだから、アメリカのよりよき忠実な従属國としての日本なら、まことに説の通りだと思ふ。しかしきつせんとして立つとすると日本としては、それは日本國民に忠実なお考えではないと思ふ。あなたの言ひは、全く何というか、こゝろ失礼な言葉を使つてはいかぬかもしれないが、奴隷根性だ。實際アメリカにどうしてそんなに遠慮がねをしなればならぬのか。その点は意見の相違としておきましよう。將來十分一つお考え願ひたい。現状において日本に急迫不正の侵害はない、日本の周辺において戦争の起る危険性もないといふことで、そゝういふ見通しを立ててゐると總理大臣のおしやつたことも、おそろくそらだらうと思ひます。そこへもつてきて三十五年ですが、一応撤退の基礎ができるというのだから、何もそんなにアメリカに気が

ねしなくてもいい。あなたはまるで頼んでやつてもらつてゐるやうだが、場山内閣は頼んでやつてもらつてゐるのですか。國民からすれば、アメリカの協力というものは、言いかねば、招かざるお客であり、頼まざる協力なんです。場山内閣は、心からアメリカに援助を懇請して防衛体制をしいてゐるのですか。

○船田國務大臣 これは今さら申し上げるまでもなく、日米安保条約につきましては、当時の事情からいたしまして、日本は全く無防備の状態である。しかもこの日米安保条約の前文にも書いてありますように、無責任な軍国主義はまだ世界から駆逐されてゐないのだから、前記の状態にある日本国には危険があるといふことで、よつて日本国は平和条約が日本国とアメリカ合衆国との間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する、こゝういふことで日米安保条約ができてゐるわけでございます。ですからこれは先ほど来申し上げておりますように、日本の國力が非常に充実をいたしまして、日本の獨力で安全保障が確保されることになりました。それはそれは非常にけつこうなことであり、またそのときには米駐留軍の撤退といふことも考えられることと存じます。しかしながら日米安保条約はそのときの國際情勢——またそのときの國際情勢と今日と非常な大きな変化をしておるとは考えられないのでありまして、しばしば申し上げることでございしますが、いわゆる部分戦争なり冷戦といふものは今全く終息してしまつたと安心はできませんので、そこで日米安保条約といふものの存続が必要であ

る。しかしこれは暫定措置でございませう。それから日本といたしましては國力、國情に相應する自衛体制を漸次整備いたしまして、そゝうして米駐留軍の撤退に備へるということが必要である、かやうに考へてその努力をいたしておるわけでございます。

○船田國務大臣 どこまでもアメリカに忠実でありたいといふやうにしかわれわれには響いて参りません。おそろく國民諸君もあなたの御答弁をほんとうに心からなるほどと聞く人は、私はほんの一部を除いてはないと思ひます。おそろく自民党内においてすら私と意見を同じくする人もかなり多いかと考へます。この問題はそのままおきましようが、先ほど受田委員に對して、その前に私に對しての御答弁の中に、現状における五カ年計画の内容については、國防會議に諮つてからきめたいと思ふ、こゝういふやうにおつしやつておる。本法案が通過した場合に國防會議にかけるのでしようが、國防會議にかける原案といふものはどこで御作成になりますか。あるいは防衛庁で作られるか、ここに事務局を設置して事務局で作られるか、どつちなのでしょう。

○船田國務大臣 國防會議が設けられまして、これには二十二国会に提出しました案と違ひまして、今度は事務局が設けられます。事務局が整備されまして、その事務局が内部的には總理大臣の補助機關になりますから、従ひまして防衛に關する諸問事項については事務局が總理を助け、そゝうして總理の決裁によりまして國防會議に付議される、こゝういふことになっておるのでございませう。

○細田委員 そりするとあなたの今の御答弁は、原案は事務局で作成する、こう伺っているのですか。

○船田国務大臣 こういふ問題をかけてもいいというふうなわけの要る原案は防衛庁なり、あるいは防衛生産に關することであり、あるいは通産省なりが、事務局の方に提供することになると思ひます。しかしそれをどういふ諮問をするかというところは、これは総理大臣が決裁をいたしまして、そして国防會議に付議する、こういふことになると思ひます。

○細田委員 だから国防會議ができたからという順序になると思ひます。今ないのだから、だからあなたのごとくで五カ年計画を立てておられるその年次計画はこうだということ、率直に御発表になっていいわけではないですか。何も遠慮しておることはないでしよう。大体立てておられるのだから、年次計画を持たなくて二年目とていうようなことは、これはちょっと實際考へられませんか。そこでまず何うの五カ年計画の内容はいわゆる軍の機密でございすか。

○船田国務大臣 現在においてはそういうものは何ら機密というものはございせん。ですからこの委員會におきまして率直にあらゆる資料を提供してお答えを申し上げるわけでありまして、「出さないじゃないか」と呼ぶ者あり、ないものはしょうがないわけでございます。昭和三十一年度から昭和三十五年度に至る年次計画と、それから機種、艦船、そりいうようなものについてはまだきまつておりませんので、お示しすることができないといふことを申し上げておるので、決して

そりいうものを機密にしておるといふことはございせん。

○細田委員 それじゃどうして五カ年計画あるいは六カ年計画なんという名前をつけるのです。国防會議でもあればそれはあなたのさつき御答弁になつたように、一応そりいう機構ができたんだから諮問の前は発表をばかるといふこともあるだろうが、今そんなものはない。しかもそれは昭和三十年年度計画にこれ、三十一年度計画にはこれだ、これで十分じゃないですか。何もあえてあなたの方で五カ年計画なんといふ大きなのを——大きなのをといふのじゃないが、そりいう思ひませうを言わなくたっていいのじゃないですか。

○船田国務大臣 これも決して防衛庁が進んで自慢をうけお示したというわけじゃないのであります。いろいろ質疑応答の際に、正直に申し上げた方がよろうというので目標を申し上げただけでございまして、三十二年度から三十五年度に至る年次計画というものはこれから作るのですからして、まだお示しする段階に達しておらないといふことを正直に申し上げておるわけでありす。

○細田委員 尋ねるからもちろんならぬ。御答弁になるのでしよ。笑聲。それは当然です。当然だけれども、どうして五カ年だとか六カ年だとかいふ数字があなたの方の答弁の中にでてきたか。これはあなたの方で十二万四千トン、千三百機というふうな目標を立てて五カ年という数字がどうして出てきたというのです。これにはやはり年次計画というものは含まれていなくちやならぬのです。これは当然で

すよ。お尋ねになつたからといつたつて、答えたならその中身がくちやならぬ。あなたは中身の答弁をされておるのですか。それを一つ伺ひたい。

○船田国務大臣 これは繰り返して同じようなことを申し上げておるにございす。年次計画はまだ持つておりませんが、これから研究してなるべく早い機会に、政府案として防衛長期計画といふものを持ちたいと思ひておるにございす。

○細田委員 日本の自衛隊においては原水爆の何というか、私は専門のことには知らないが、これに關係の貯蔵はどうなつておるのですか。あるいはまたどういふ御計画を立てておられますか。

○船田国務大臣 自衛隊が原水爆を持つといふようなことは全然考へておりません。また今後持つことにはないと思ひます。

○細田委員 ところで、それでは一つその基礎的なことを伺ひたいのですが、防衛關係のワク内で現在日本は戦力を持つておられるのですか。

○船田国務大臣 戦力という意味がただ単に戦い得る、いわゆるポテンシャルといふことであります。これは警察隊も、あるいはわれわれ人間がおるということがもう一つの戦力だろつと思ひます。しかし現在整備しつゝあります自衛隊のこの程度のものでありますならば、これは憲法九条に禁止しておるいわゆる戦力にはならない、かように考へておるにございす。

○西村(力)委員 閣下。たゞいま長官は、オネスト・ジョンの兵器は防衛兵器として用いることを予想している、あるいは望んでいるのだ、こゝういふことでございまして、それはオネスト・ジョンの性能のうちの射程距離だけを言っているのか、性能全体のことを言っているのか、いずれであるか明瞭にしておらう。

○船田国務大臣 これは使い方によりまして、もちろん攻撃的兵器にもなると思ひます。手ぬぐいでも人殺しはできますから……。それかといつて、手ぬぐいが凶器だとは私には考へられない。ですから、その使い方によつてはオネスト・ジョンも攻撃的兵器になつておると思ひます。わが自衛隊といたしましては、ああいうものでも米軍から供与されまして、これはどこまでも防衛兵器として使つて参りたい、かように考へておる次第でございす。

○西村(力)委員 自分たちの善意に基づく解釈はその通りだと思ひますが、オネスト・ジョンは、世界の常識では原子兵器だといふことになつてゐるのです。それに目をおつてもだめだと

いるのかどうかといふことなんです。あなたの方は、オネスト・ジョンは弾頭にコンクリートをつけているから原子兵器じゃないと言ひけれども、そんなことは世界の常識が許さない。兵器の常識からいふと、そんなことは許されないことなんです。今御答弁のように、オネスト・ジョンが供与されればそれは持つて、そりして攻撃には使わなくても防衛には使いたいといふ、そりうオネスト・ジョンを言う場合に、攻撃力を言うのか、性能全体を言うのか、どちらを言うのかといふことを御答弁願ひたいのです。

○船田国務大臣 オネスト・ジョンは射程が、そり大陸間を飛ぶといふような、いわゆるICBMといふたよりなものとは全然違ひます。しかしこれはいつか問題になりましたが、原子弾頭をつけることができるかできないかといふは、つけることもできるといふことを聞いておるにございす。しかし原子弾頭のようなものを持ち込むことにつきましては、日米の間でも同意が成立しなければ持ち込まないことになつておるにございす。またわが国といたしましては、原子爆弾を作るとか、あるいは持つとかいふことは全然考へておらない。従つてオネスト・ジョンにつきましては、これはわれわれとしてはどこまでも防衛兵器として使ひたい、かように申しておるわけでありす。

○西村(力)委員 自分たちの善意に基づく解釈はその通りだと思ひますが、オネスト・ジョンは、世界の常識では原子兵器だといふことになつてゐるのです。それに目をおつてもだめだと

私は思うのです。しかもオネスト・ジョンは、射程距離は二十キロから三十キロだということになっていましたけれども、その破壊力は、私たちが知った範囲では、広島原爆の七割五分の破壊力を持つていたという。しかもその命中確率は、富士山でのオネスト・ジョンの射撃に私は行ってみました

が、まことに確率はいい。ほとんど確実に命中するといふくらいに言っています。そういう点からいって、あの兵器といふものは局地戦争における原子兵器としての役割を十分に果たすものだ、こういう工合に私たちは把握して、富士山麓において実験されることに徹底的に反対した。こういう立場を私たちはとっているわけですが、それをオネスト・ジョンは原子兵器としては持ち込まないと言われけれども、それは単なるこつちの希望だけであつて、あの兵器を原子兵器として使用するといふ、発生から言つても、形から言つても、性能から言つても、あれが原子兵器であることは間違いないのだ、私たちはそう考へるのです。だからオネスト・ジョンの兵器を持つてことを考へるといふことに對して、私たちは相当危険を感ずるわけなんです。その点については、今日の日本の國に原子兵器を持ち込まない、こういう日米間の約束があるといふが、去年の国会で持ち込むか、持ち込まないか事前の連絡があるかといふと、そういうことはないと答へて、それが鳩山総理から出ておるはずなんです。そういうところから言つて、ますますオネスト・ジョンそのものが入る、あるいはこちらが供手を受ける、あるいはオネスト・ジョンの兵器を持つてことが必要だといふ防衛庁の考へ方、そういう

ものに對して私たちは非常な不安を感ずるのです。そういう点一つ明確にしていただきたいと思います。

○船田国務大臣 自衛隊として今直ちにオネスト・ジョンの供手を受けたというところは米軍側に申し出ておりません。

なお先ほど私が答へ申し上げましたように、オネスト・ジョンが将来供手されるようなことがありたいと思つても、これを原子兵器として使つていふことは日本は全く考へておりません。また米軍側といつたにしても、原子弾頭を日本に持ち込むといふようなことは日本政府の同意なしにはやらないといふ約束をいたしておるのでありますから、私は米軍は持ち込まないであらうと信じます。

○西村(刀)委員 関連ですから、あとは後日に……

○細田委員 先ほど、憲法にいわゆる戦力ではない、こゝ言われる。一つ言葉を変えて、自衛隊——隊だから軍隊ですか、それをつつ……

○船田国務大臣 これは自衛隊法の制定されます當時以来問題になつておりますが、軍隊といふのはどういふものであるかという定義によりまして、今の自衛隊を軍隊と呼んでも私は差しつかへはないと思つてます。すなわち一定の指揮官がついて、制服を着て、そして規律に従つて行動する部隊でありますから、これは軍隊と呼んで差しつかへはなからうかと存じます。しかしながら憲法は、御承知の通り、平和憲法として、いわゆる陸海空軍その他の戦力を禁止するといふ規定もございます。ですから現在におきましては自衛隊といふふうにお呼んでおるわけであ

りまして、私は現在の陸海空の自衛隊、そして大將とか中將と言わずに、陸將とか空佐といふような名前を使つておることは適當である、かように考へます。

○細田委員 そうすると、軍隊ではあるが、戦力を持たない、こゝいうわけですか。

○船田国務大臣 その戦力といふ意味が、戦い得る力、ウオー・ポテンシャルといふ率直な意味におきましては、私は戦力のうちに入るかと存じます。これは戦力の解釈の問題です。……しかし私どもの言つておりますのは、憲法九条の禁止してゐる陸海空軍その他の戦力、その中には入らない、こゝいうことを申し上げておるのであります。

○細田委員 そうすると、日本の自衛隊は戦力ではあるが、憲法九条にうたつてあるいわゆる戦力ではない、こゝいう御趣旨ですね。——そうすると、現在持つてゐる戦力と、憲法九条にいわゆる戦力とはどういふ違いがあるのですか。

○船田国務大臣 たゞたび申し上げるようですが、戦力といふ意味は、ただ戦う力だ、こゝいうことであれば、人間そのものも戦力になるわけでありまして、従つて第一次大戦後においてドイツに課せられた条件として、警察隊は十萬、陸軍は十萬、海軍十萬トといふような制限をされました。それは要するにウオー・ポテンシャルといふものの中に警察といふものも含めて考へられたために、ヴェルサイユ条約によつてこゝいうふうな制限をされたことは御承知の通りであります。ですからこゝいう意味において戦力といふ

ことを解釈しますれば、非常にこれは広い意味でございますから、自衛隊も一定の規律のもとに制服を着て、そして指揮系統がはつきりして、そして行動をする部隊でございますから、これも軍隊といふ、あるいは戦力といふことができるかと思つてます。しかしながら御承知の通り憲法九条においては、第一項、第二項を通じて、前条の目的を達するために陸海空軍その他の戦力を持つてゐることはできない、交戦力を持たないといふ規定がございます。そのいわゆる憲法九条第二項にうたつてゐる、禁止してゐる戦力ではない、自衛隊といふものはその中には入らない、すなわち自衛隊を行使する実力部隊である。憲法九条の禁止してゐる戦力の中に入らない、ではない、かように考へるわけでございます。

○細田委員 頭腦明晰をもつて聞える船田長官の御説明を伺つておると、われわれ頭の悪い者はだんだん混乱してしまつて非常にわからなくなつてくる。そこで私は率直に軍隊と戦力との比較は——あなたの御説明が非常に長いものだから、どこにどういふ御説明があつたのか、さつぱり捕捉できないが、これは私の頭が悪いせいとしてそのまゝにしておきます。

そこで伺いたいのですが、自由民主党の憲法改正の原案がきよりの毎日新聞にでかく発表されておる。これにはどの程度の軍の存在を織り込んでおられますか。

○船田国務大臣 自由民主党の出しております憲法の問題点としてあげております中に、この憲法九条の問題が取り上げられておることは事実でございます。これは問題点として再検討をす

べきであるといふので、自由民主党がこゝうしようといふその改正案とは違つたのでございます。それには憲法九条の問題は取り上げておらぬ、問題点として取り上げておるわけでありまして、

○細田委員 自由民主党の憲法改正草案には、これはもちろん党の責任者、現実に自衛隊の責任者である長官が関係されるのは當然だと思つたのですが、あなたのおつしやつたのには、問題点として取り上げている、こゝいうわけですが、問題点として取り上げてゐるという内容が、われわれは長官や総理の今までの答弁を総合してみても、現行憲法九条の戦力じゃない、従つて現行憲法九条の意味をはつきりさせた程度において、自民党の憲法草案はそれを明確にしてゐるのか、あるいは新しくこゝういふ制限を撤廃しての自衛隊、軍隊を想定されておるのか、この点を一つ伺いたい。

○船田国務大臣 これも総理大臣及び私からたびたび答へ申し上げておりますように、現行憲法九条は自衛隊を否認したとしておりません。自衛隊を否認しないといふことは、結局國情に相應する自衛体制を整備するといふことを否認しておらぬ、こゝいうことでありますから、現行憲法のもとにおいて自衛隊は違憲ではないといふことができるわけでありまして。しかし憲法全般について再検討する必要があるといふことで、憲法調査会法案も提出いたしてゐるわけでありまして、憲法調査会ができましたならば、憲法全般について再検討をいたす、その再検討をする中に現在の憲法の第九條の問題も含まれる。これは私の希望でございます

が、できるならば最小限度の自衛体制は持ち得るものであるということを、やはり憲法に明記する方がはつきりしてよからうと考えます。しかしそれは憲法調査会ができて、どういふふうにするかということは十分検討して、その上で結論を出していただきたい。かように考えているわけでございます。

○細田委員　自衛体制の解釈を明確に甲乙なからしめるように今の憲法九条――要するに戦力というか、軍隊の問題を取り扱う、こう伺っていいわけですね。

○船田國務大臣 憲法九条の解釈につ
きまして、私どもは確信を持ってこの

自衛権は否認しておらない。従つて自衛隊を整備することは憲法九条に違反するものでない。政府はこういう確信を持つて今やつてゐるわけです。しかしそれにつきましては皆様方の方では御異論がある。そういう御異論があるということは、やはり憲法九条の規定の文句に明瞭を欠く点もあるからかと思

いますから、従つて憲法を全面的に検討をいたし、改正するならば、そういう点について一点疑いのないようになり、なお祖国の防衛は国民の義務であり、国民全体が義務、責任として国土の防衛に當るのだ、こういうようなことは私は憲法の上にはっきりした方がよからうと思ひますので、そのことを申し上げたのであります。

○細田委員 何もあなたは声を大にして憲法全体を改正する場合はなんと云々ではなくても、私の今の質問は、一体現行憲法九条の方向を書き変えるのか、要するに自衛体制というか、国防体制を鋭く打ち出すために書き変えるののか、あるいは現行憲法の解釈で、自衛

体制は否認してないというあなた方の解釈を明確にするのか、憲法全体のことなんか伺っているのではないのです。それを伺うのです。言いかえれば、憲法改正のときに現行憲法九条については、何条になっていくかそれは知りませんが、九条については皆さんの解釈を明確にした程度の条文の改正になるのか、あるいは自衛体制をもつと露骨に——露骨にといつては語弊があるかもしれないが、現行憲法のように変な条件をつけない文章にして、日本は自衛能力を持つ上から、軍隊、戦力を持てる、こう押し出すのか、これを伺っている。

○船田国務大臣　そのどういふ文章に
するかということを、十分憲法調査会
において検討してもらふことがいいと
思います。そうして私の希望としたし
ましては、やはり自衛体制を持てる
ことに疑いのないように、はつきりし
てもらふことが必要であると思いま
す。

○細田委員　今の長官の御答弁は、答弁としては巧みかもしれないが、意味を捕捉するという意味においては、われわれは頭が悪いものだから全くわからぬ。あなたの答弁にぐるぐる引き回されて、これでは答弁と質問のイタチごっこになってしまう。そこで具体的に伺いますが、この前あなたは私の質問に対して、また同僚の質問に対して

でもそうだったと思うが、急迫不正の侵害のあった場合には、こつちから行つて基地をたたく——これはいわゆる憲法九条の問題をどろするかということよりも、具体的に伺いましょう。これはわれわれは非常に心配にたえないのです。急迫不正の侵害に対しては、あ

なた方のお考えは、行つて基地をたたく以外には、祖国を防衛する道なしとお考えになつてゐるのですか。

○船田國務大臣　この問題も、總理大臣及び私からたびたび答弁申し上げておりますように、これは理論的問題として御質問がありましたので、理論的問題として、自衛権の解釈といたしまして、急迫不正の侵害があつて、そうしてこれを防ぐのに他に方法がなかり、このままおれば自滅するのだ、そういう自滅することを憲法は認めておるものではない。従ひまして、誘導彈等によつて侵略が行われる、そうしてほかに防ぐ方法がないときには、敵基

地をたたくということも自衛権の範囲である。かように理論的の答弁を申し上げたわけでありまして、現実の問題としてさようなことをやるということと言ったのではございません。ことに参議院におきまして、海外出動をやつてはならぬという院議も決定しておりますので、海外派兵とか海外出動というよりなことは、政府としてはやらないということ、またここに再びはつきり申し上げておく次第でございます。

○細田委員　政府としてはやらないのだが、理論的にそういふ場合も考えられる、こういうわけなんですが、明治、大正、昭和を通じて、大東亜戦争に入るといふようなことは、当時は理論的にも考えられなかったことです。世界を相手に戦争をおつ、始めるということとは、当時は全く理論的にも考えられなかったのだが、現実はそのようになった。そこで今、理論的に考えられることを十分料明しておかなくちやならないのですが、あなたは園内における総理の側

近とて十分おわかりだと思ふが、あなたの意見としても、急迫不正の侵害があつた場合には、基地をたたけばそれで祖国は守れるようにお考えになつてゐるか。私の意見からいへば、急迫不正の侵害が来たら向うの基地をたたく、そうすると必ず向うはしつべ返しをする、また今度向うへ行つてたたく、これは完全な戦争状態に入る。そのときに日本は宣戦の布告のない戦争状態になるが、これは何だかかたわで、窮屈で、相手国に持ち込むところの武器なんかも拿捕できない、第三国船に対しては手も出ないということになる。こんなばかな戦争をやつたら日本

は手も足も出ない。一挙に参つてしまふ。急迫不正の侵害があつても、あとから次に基地をたたかれる。一力所から三力所、三力所から十力所たたかれる。また向うの基地もだんだんふえてくる。そんなことはきまり切つてゐるのです。そこで、急迫不正の侵害があつたら、行つて基地をたたくというよりなことは、向うが一基地を二基地に、二基地を四基地にふやすことをを誘導する以外の何ものでもないと思ふ。

う。また三機来るものは十機、十機来るものは五十機というように、だんだん熾烈な戦争状態に入ることを誘導する以外の何ものでもないと思う。だからこういふことは、理論的に見ても、むしろ祖国をもっと早くつぶれてしまふことになる。大東亜戦争では民族が残ってしまったのだが、民族をもう一思いにつぶしてしまふということには忠実であると思う。けれども民族の永久の存在を信するならば、こういうことは、いかにも一見悲壮にして

忠実であるかのごとく考えられるけれども、日本国にとつては、あるいは日本民族にとつては、これほど危険なことではないと思う。(「じつと黙つて受けているのか」と呼ぶ者あり)だからこういふことは、たとえて言うならば、こゝで大坪先生が黙つて侵略を受けておるのかといふことを言われているが、この前、同僚稲村議員が本会議の憲法調査会法案の反対討論の中で述べたように、ガンジーが無抵抗主義をとつたのに対して、アインシュタインがまれに見る現実政治家であると言つて彼を激賞したといふが、ちゃんとインドは時期を見て独立した。これはガ

過言ではない。あるいは第一次世界戦争のときに、御承知のようにフランスがドイツのルールを占領したでしょう。これは長官よく御承知のことだ。そのとき、ドイツのルールの労働者はゼネラル・ストライキをもつて臨んだため、どうにもしようがないのでフランス軍は撤退したでしょう。あえて急迫不正の侵害に対して、武力と権力による制圧に対して、行つて基地をたたく以外には手はないというのがごとき考

えは、最近栗駒から出てきた戦犯の某大將が、日本は負けたと思つたから負けたんだと言つて、なお焦土戦術の余地があり、それを遂行したら日本軍は勝てたというがごとき印象を強く持たせる言辭を吐いているのと、どうも長官の御意見は隔たりがないと思う。どうも私は、荒木大將が出てきて突拍子もないことを言つて、この人は少し頭が牢獄ぼけして出てきたのかと思うのだが、しかしあれが偽らわらざる昔の將官級の現状だと思ふ。八千万、九千万国

民の生命などへでもない。自分の命令
一下何でもできると思っている人たちの
偽らざる考えである。これは急迫
不正の侵害に対しては、私は二つの例
をあげたけれども、これを撃退する有
効適切な手は幾らもあると思う。
ところがあなたにしても総理にして
も、急迫不正の侵害があつたら行つて
基地をたたく、基地をたいたら向う
はなくなつてしまふのだ、こういうよ
うにお考えになつてゐるならば、これ
はさつき冒頭申し上げたように、さら
にたたかなければならぬ基地をまた多
数にし、急迫不正に侵略してきた敵勢を
より多く増す以外の何ものでもない
私は思う。非常に危険な御思想だと思
うのだが、これに対しては急迫不正の
侵害に対して、総理を初め防衛庁長官
も、一にかかつて行つてその基地をた
たくにあり、こういうふうにお考えに
なつてゐるらしいが、まさに現状にお
いてもさうでございますか、何つて
おきます。

○船田国務大臣 ただいま敵基地をた
たくという問題についていろいろ御意
見がございましたが、これは先ほども
申し上げましたように、きわめてまれ
な場合であると思いますが、理論的
にそういう御質問があつたので、ただ
自滅を待つということは憲法の趣旨で
はなからう、他にどうしても防ぐ方法
がないというときには、敵基地をたたく
ことも自衛権の範囲内である、こうい
う解釈を申し上げたのでありまして、
現実の問題としてそれをやろうという
よりなことを申したことはございませ
ん。また今後におきましても、いわゆ
る先制攻撃とか、あるいは海外出動と
いうようなことは、これはやらないと

いうのが政府の方針でございます。自
衛体制を整備するということは、そう
いう急迫不正な侵害な事前に防ぐ保障
である、かように考えるわけでありま
して、今御質問の御懸念になつてゐる
ような点はむしろ私は逆でございまし
て、自衛隊が整備されればそういう懸
念はなくなつてくる。これは過去の歴
史をごらん下さればきわめて明瞭なこ
とだと思ひます。政府としてはどこま
でも先制攻撃を加えるとか、あるいは
いわゆる自衛の名をかりて戦争をし
けるとか、あるいは海外出動するとい
うようなことは絶対に考へておらない
のでございます。

○細田委員 それでは私はまだ十
四項目あるが、八項目しか終つており
ませんけれども、本日はこの程度でや
めておきます。
○山本委員長 本日はこれにて散会
いたします。

午後四時三十二分散会

内閣委員会議録第三十号中正誤

頁 段 行 誤 正

四 五 三 調整 調査

内閣委員会議録第三十五号中正誤

頁 段 行 誤 正

二 三 末 勲賞 勲章

二 五 三 禁鋼 禁鋼

昭和三十一年四月二十三日印刷

昭和三十一年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局